

社会福祉法人あづみの森 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あづみの森（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2により旅費（交通費、報酬、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表第1（役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理事

区 分	日 額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表第2

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000円以内	10,000円	実費